慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『ウイ・チュタット回顧録』とインドネシア新秩序体制
Sub Title	Voice(s) in the Indonesia's new order : reading "Memoar Oei Tjoe Tat"
Author	山本, 信人(Yamamoto, Nobuto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.6 (1996. 6) ,p.107- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19960628-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

『ウイ・チュタット回顧録』とインドネシア新秩序体制

山本信人

一　はじめに
二　ウイ・チュタットと回顧録
三　発禁の実態と理由
四　歴史認識と理想の社会
五　おわりに

一　はじめに

一九九五年は、ふたつの歴史的記念日が異なる様相を呈してインドネシア国民に想いだされる年となった。ひとつはインドネシア独立がスカルノ(Soekarno)によって宣言された一九四五年八月一七日から半世紀、もうひとつは二〇年にわたる文民統制が終焉を告げた一九六五年九月三〇日から三〇周年。このふたつの記念日を心に刻みつけるかのごとく、九五年に三冊の興味深い回顧録が出版された。プラムディア・アナンタ・トゥール(Pramoedya Ananta Toer)の『ある無告の民の哀しみの唄―ブル島の記録―』[Pramoedya 1995](二月発行)、『ウイ・チュタット回顧録―スカルノ大統領に仕えて―』[Oei 1995](四月発行)、『若きハリオの回顧録―ある学生運動家の自叙伝―』[Suhario 1995](七月発行)の三冊である。

インドネシアでは、一九八九年スハルト(Soeharto)大統領の自叙伝『スハルト自叙伝―わたしの考え、演説、行ない―』[Soeharto 1989]が出版されて以来、自叙伝、伝記、回顧録の類が多数出版されている。それらの著者は政治家、企業家、教育者、軍人、宗教指導者などであり、大半は一九六六年に誕生した新秩序体制下において「成功した」人びとの自叙伝であ

る。内容的には自画自賛に溢れ、必然的にスハルトの新秩序体制擁護的内容となる。しかし、九五年に出版された前述の三冊の回顧録は、これらとは趣を異にする。『ある無告の民の哀しみの唄』では、政治犯収容所ブル島におけるプラムディアの経験が語られているばかりではなく、そこで人びとの死んでゆく様が克明に描写されている。『若きハリオの回顧録』の著者スハリオ(Suhario)は、一九五九年から六四年にかけて東カリマンタン第九陸軍地域軍管区司令官であり、自身の回顧録のなかでは一九四〇年代から六四年までのインドネシア政治史を描いている。そして、『ウイ・チュタット回顧録』が扱うのは、一九二〇年代から七〇年代にいたる半世紀、とりわけ著者ウイ・チュタット(Oei Tjoe Tat)の眼に映ったスカルノ時代が鮮明に描写されている。いずれも新秩序体制期における輝かしい自己経歴についての回顧録ではない。すべての著者が一九六五年の九月三〇日運動に関与したとして政治犯として、スハルトの新秩序体制期に投獄された経験を持つ点で異彩を放っている。

このなかの一冊、『ウイ・チュタット回顧録』の発禁処分が、一九九五年九月二五日、検事総長布告(KEP 111/JA/09/95)により告げられた。[1] この発禁をめぐっては、当然であるという見方と一種の驚きをもって受けとめる見方が共存している。前者に関しては後述するが、後者についてはここで簡潔に触れておきたい。九五年八月にインドネシアは独立五〇周年を祝い、そのさいスハルト大統領特別恩赦により三名の政治犯が釈放された。三名とは前外相スバンドリオ(Subandrio)、空軍中将オマール・ダニ(Omar Dani)、前警察准将スタルト(Soetarto)であり、かれらは六五年の九月三〇日運動に関与した罪で終身刑に服していた。また、八月の恩赦に前後して、スハルトは、九月三〇日運動にかかわったとされる約一三五万人の身分証明書に押されていた、「前政治犯」(Eks Tahanan Politik, ex-Tapol)なる判子の廃止を決定した。これによりウイ・チュタット自身も「前政治犯」という文字どおりの烙印から解放されたばかりであった。しかし、こうしたインドネシア政府の一連の「恩赦」攻勢に逆行するかのごとく、九月には『ウイ・チュタット回顧録』が発禁になったのである。[2]

『ウイ・チュタット回顧録』発禁をめぐって興味深い点は、本書が九五年四月に発行されており、発禁に処された五日前の九月二〇日時点ではすでに五刷が出版されていた事実である。政府にとって「都合の悪い」はずの書籍が、発禁になるまでに半年もの時間がかかり、それまでに一万五千部が市場に出回っていた。ここには一般読者の関心の高さが反映されており、『ウイ・チュタット回顧録』に対する高い需要、市場が存在していることの証左になる。ここから『ウイ・チュタット回顧録』の発禁に関連して、ふたつの疑問を抽出することができる。ひとつは、なぜ『ウイ・チュタット回顧録』が発禁処分になったのか、しかもなぜ九月二五日に発禁されなければならなったのか、という疑問である。この問いは、『ウイ・チュタット回顧録』の

発禁が政治的文脈のなかで決定されたとするならば、そこに何が反映されていて、何を政府が守ろうとしていたのかを探ることになる。そこからはインドネシア政府の政治的意図を垣間見ることができるだけでなく、インドネシア新秩序体制の本質の一端、およびそれが産み出した精神状況が浮かび上がってくる。もうひとつの疑問は、なぜ本書が五ヵ月ものあいだ発禁処分にならなかったのかというものである。この問題は一九九五年時点における新秩序体制の動態に関わってくる。それを明らかにするには体制内における権力闘争についての言及が不可欠である。

本稿での課題は、第一の疑問に取り組むことにある。[3] それにより、『ウイ・チュタット回顧録』に対する高い関心の理由とともに、新秩序体制における歴史の編集の持つ問題点を明らかにしたい。

二　ウイ・チュタットと回顧録

『ウイ・チュタット回顧録』は、四二九頁からなる大著である（うち本文は三二四頁、付録は八四頁）。[4] 編者はプラムディア・アナンタ・トゥールとスタンレー・アディ・プラセティヨ（Stanley Adi Prasetyo）。ハスタ・ミトラ社から出版されている。[5] 一九九五年四月に初版三千部が発行されて以来、五月二刷、六月三刷、七月四刷、九月五刷と増刷を重ねていた。

著者のウイ・チュタットは現在七四歳。かれは、インドネシア初代大統領スカルノ期には華人系インドネシア人としてはじめて閣僚を務めたが、新秩序体制下では一二年間政治犯として刑務所暮らしを経験した。しかし、一九六六年三月一三日に逮捕されたウイ・チュタットは、他の政治犯と比較するとかなり幸運であった。前閣僚であったがためにかれは特別待遇を受け、スバンドリオ、オマール・ダニらとともに、刑期の大部分をニルバヤ特別刑務所で過ごした。また、何千人もの政治犯が裁判なしに二〇年近くも投獄されていたなかで、裁判にかけられたという意味においてもウイ・チュタットは幸運であった。かれの裁判は逮捕後一〇年を経た一九七六年に行なわれ、一三年の実刑判決を受けた。結局ウイ・チュタットは一一年一〇ヵ月服役したのち、七七年一月釈放された。

ウイ・チュタットは、ウイ・インウィエ（Oei Ing Wie）とオン・ティンニオ（Ong Tin Nio）の第四子として、一九二二年四月二六日中部ジャワの古都ソロに生まれた。スマランのオランダ語中等学校、バタヴィアの高等学校で法律学を学んだ。その後、プラナカン中産階級出身者としてウイ・チュタットは法曹界の道を選択した。一九四六年に、新盟会（Sin Ming Hui）へ参加し、四八年から五〇年に秘書、五〇年から五四年には議長となった。五四年三月一三日にはバプルキ（Baperki, インドネシア国籍協議体）設立にかかわり、代表のひとりに名を連ねた。バプルキは一九五五年の総選挙に参加し、八議席を獲

得した。このときウイ・チュタットは国会議員となり、また憲法制定議会の一員となった。[6] 五八年には、再結成された民族主義政党パルティンド(Partindo, インドネシア党)の党員となり、スカルノ大統領の積極的な支持者となった。そして、ウイ・チュタットは一九六三年に初の華人閣僚に任命された。六五年九月三〇日運動発生前夜は香港にいたが、一〇月になると事態把握のために大統領側近と連絡を取り合った。同年一二月二三日、九月三〇日事件に関する「事実調査委員会」(Komisi Pencari Fakta)が結成されると、ウイ・チュタットはその一員に任命された。年末から年始にかけて、北スマトラ、中部ジャワ、東部ジャワ、バリにおける九月三〇日運動に対する反対運動の事実を調査した。ところが、バプルキの一員であったウイ・チュタットは、九月三〇日運動以降の一連の事件の過程の六六年三月、親共産党の嫌疑をかけられ、政治犯として逮捕された。しかし、現実にはウイ・チュタットは共産主義者ではなく、スカルノ信奉者のひとりであっただけである。

ところで、ウイ・チュタットの回顧録作成の契機は一九八二年に訪れた。[7] 八二年以来、回顧録で序文を寄せているダニエル・レヴ(Daniel Lev)教授(ワシントン大学)が、ウイ・チュタットへ回顧録執筆を強く勧め続けた。その主たる理由は、ウイ・チュタットがスカルノ期の華人系閣僚であり華人コミュニティの代表的存在であっただけではなく、オランダ植民地期、日本軍政期、革命期、議会制民主主義期、指導された民主主義期、新秩序体制期といくつもの「時代」を経験してきた生き証人でもある、という事実のためであった。

こうした周囲からの勧めに加えて、家族に自分の生きざまを伝えたい、というウイ・チュタット自身の個人的感情も働いていた。とりわけ、自分の孫へのメッセージをウイ・チュタットは意識していたようである。ウイ・チュタットの孫の世代にとってみると、一二年間も刑務所にはいっていた祖父は悪者、犯罪者であったと認識されるのも無理はない。こうした「誤った」認識を正すためにも、ウイ・チュタットは回顧録を作成するという意志を固めた、という[Oei 1995: vii]。その意味では、自分は何も悪いことをしていないにもかかわらず投獄されていたことを主張する、自己正当化的側面がはいってくる。また、スカルノ時代は大臣として国政に参与しており、重要な人物のひとりであったという点を記すことにより、自画自賛的要素も避けられない。いずれにせよ、回顧録執筆により、孫をはじめとするインドネシア人の対ウイ・チュタット認識、ひいては対華人認識全般を改め、若い世代に対して「真実の」歴史の継承ということを、ウイ・チュタットは明確に意識していた。

『ウイ・チュタット回顧録』執筆は難産であった。当初から編集手伝いとして、アリフ・ブディマン(Arief Budiman)、ヤコブ・ウタマ(Jacob Oetama)、オヨン(Ojong)など、華人系インドネシア人の代表的知識人、ジャーナリストがかかわっていた。記述の内容に関しては、政治や文化に関する分析では

なく、ウイ・チュタット自身の眼でみた事柄をできるかぎり客観的に叙述することに重点をおいたという。また、草稿の段階で、レブ教授のみならず、スカルノ親族、旧バプルキ関係者、旧パルティンド関係者などに眼をとおしてもらい、さまざまなコメントを受けとっている。そして、一九九三年、編集者としてプラムディアがウイ・チュタットの家に現われた。これ以降、『ウイ・チュタット回顧録』の出版が具体的な話となった。

ウイ・チュタットの回顧録にはいくつかの重要な意義がある。第一に、これまでとは異なるタイプの著名プラナカン(Peranakan)が記した回顧録である。[8] これまでプラナカンによる著作といえば、急進派であったショウ・ギョクチャン(Siauw Giok Tjhan)のもの[Siauw 1981]、あるいは進歩的プラナカンの代表としてのヤップ・ティアムヒン(Yap Thiam Hien)の伝記[Lev 1991]が主なものであった。とくにバプルキ議長であったショウ・ギョクチャンは一九五〇、六〇年代の華人政治を代表する人物であったがために、その言動は多大な社会的影響力を持っていた。さらに、ショウ・ギョクチャンの政治的立場が華人全体の政治的立場であると「錯角」されたことにより、華人は国内的にも親共産党なのだというイメージが形成され、定着してしまった。こうした左翼的華人像に対して、ウイ・チュタットの政治的立場は中立的であり、人権派弁護士であったヤップ・ティアムヒンに近い。しかもウイ・チュタットは根っからの楽観主義者であった。いずれにせよ、従来のプラナカン・コミュニティの政治的立場とは「異なる」人物が発言したことに意義がある。

この点と関連して、第二に、プラナカンが個人史を執筆したという点である。これまでプラナカンが回顧録、自叙伝の類を執筆することは稀であった。プラナカンであるために、そうした類の書物を出版することで当局から睨まれるのではないか、という恐怖心が人びとには存在していたのである。事実、ウイ・チュタットに対しても、草稿段階では、すべてを記すのではなく半分くらいの事柄に触れるだけでよいではないか、という示唆があったという。しかし、ウイ・チュタットはカトリック教徒としての宗教的道徳観に忠実に、一般のインドネシア国民に、とくに次代を担う若い世代に正しく歴史を継承するために自伝の刊行に踏み切った。こうした点を勘案しても、はじめてプラナカンとして回顧録を発表したウイ・チュタットは「勇敢であった」(berani)といえる。このウイ・チュタットによる当局に対する一種の「挑戦」が口火となり、人びとが「個人史」を語りはじめる契機となる可能性がある。

三　発禁の実態と理由

インドネシアでは、検事総長が書籍発禁の旨の布告を発することによって発行禁止処分は決定される。しかし、その通達は著者に対して文書で郵送されるだけであり、その通達にしたが

わせる実質的な強制力はない。政府がすでに市場に出回っている書籍をすべて回収することはしないし、実際問題としてそれは不可能だからである。つまり、役所からの文書通達があり、それをもって法的には発禁処分とされる。しかし、実際には書籍市場に公権力が介入して、該当書籍の没収を積極的に行なうわけではない。

インドネシアのセンサーシップは抑圧的であるのではなく、予防的である。かりにある出版物が政府に対する反感を醸成し吹聴するような内容であるならば、それは発行禁止処分に処される。しかし、インドネシアではあらかじめ「危険」人物、「危険」出版社に対する取締を行なうという抑圧的センサーシップをとらない。むしろ、出版後発行禁止にするという予防的措置をとる。出版社は本を発行することにより経費をかけるが、発禁になることにより出版社自体の資金繰りが苦しくなる、という効果がある。これがインドネシア政府のとる予防的センサーシップである。(9)

では、何から何を「予防」するのか。政府見解にしたがうならば、扇動的なあるいは危険な言説が国民へ流布することを予防するために、予防的センサーシップは存在する。法制度上は言論の「自由」が保証されてはいるが、好ましからざる言説には規制がかかる、という構造である。新聞、書籍などを発行させることにより、政府は「危険な言説」を把握し、取り締まる。換言すると、発禁の事例を繰ることにより、政府が「危険」、「問題」と見なしている事柄を把握することが可能となる。こうして、予防的なセンサーシップが機能しているという認識は一般住民にも提示することになる。

新秩序体制下においては、発禁処分後にも「公表」には政治的意味が存在する。発禁過程は、検事総長がある出版物をたんに発禁処分に処する決定をするだけではない。その後、発禁の決定がテレビ、ニュースや新聞報道という形をもってただちに「公表」にされる。こうしたメディアによる「公表」にはふたつの意味がある。ひとつは、著者、出版社に対する見せしめ的な意味である。マス・メディアにのって報道されることにより、国民は「危険な」書物の著者と出版社の存在を知ることになるし、そうした書物には近づくのを避けた方がよいという先入観を植えつけられる。もうひとつは、著者、出版社全般に対して、政府がつねに眼を光らせているという事実を思い起こさせるという意味もある。これは一種の「警戒心」を書き手側に植えつける効果をもつ。書き手としては何かを文字で表現するさいには充分気をつけねばならない。何を書いてはいけないのか、どこまでなら書いてもかまわないのか、どこから先は書いてはならないのか。こうした思いは書き手に無意識のうちに拡がり、セルフ・センサーシップを機能させることにつながる。(10)

しかしながら、他方で、発禁処分が公表されることにより、その書物に対する人びとの関心を高めるという「逆」効果も存在する。ある種の怖いものみたさが生じる。たしかに公式通達

ののちに一般の書籍市場に発禁本が出回ることはない。しかし、店頭を飾ることはないとしても、そうした発禁本は古本市場をとおして充分入手可能である。[11] しかも、すでに個人購入された書籍を取り締まり、回収することは不可能に近い。さらに、インドネシアで発達しているコピー文化の助けを借りて、一冊の本はコピーによって複製再生産されることで数倍、数十倍にも膨れあって「闇」を駆けめぐる。

つぎに、『ウイ・チュタット回顧録』発禁の理由について考察してゆこう。発禁処分の理由は、ウイ・チュタットの回顧録が「公共の秩序と安寧を乱すような、誤った認識を、とくに若い世代のあいだに醸成する」危険性を有するからというものであった[*Kompas* 28/9/95]。検事総長布告は、回顧録の危険の記述に関して特定頁を指摘しているわけではない。しかし、「九月三〇日事件」に関する回顧録中の記述をめぐっては以前から論争が沸き起こっていたことを鑑みると、その部分が発禁処分の直接的原因となったと推測することは容易い。

ここで、『ウイ・チュタット回顧録』発禁を理解するために、新秩序体制成立の契機となった九月三〇日事件について言及しておく必要があろう。「九月三〇日事件」とは、インドネシア共産党による「九月三〇日運動」あるいは「G30S/PKI」と通称されるクーデタにはじまり、スハルト将軍による平定作戦にいたる一連の事件全体を指す通称である。九月三〇日運動はインドネシア語で表記するとグラカン・セプテンブル・ティガプル(Gerakan September Tigapuluh)であり、これを省略してゲスタプ(Gestapu)と読む。これはナチ・ドイツのゲスタポを連想させるための巧妙な略し方、呼び方である。政府文書にしたがって、九月三〇日事件の概略を簡潔に紹介してみると、以下のようになる。[12]

一九六五年一〇月一日未明、インドネシア共産党は九月三〇日運動という名を掲げた権力奪取計画を実施した。運動の指導者は、スカルノ大統領親衛隊チャクラビラワ連隊第一大隊司令官ウントン・ストポ(Untung Sutopo)中佐であった。共産党青年団(Pemoeda Rakjat)と共産党婦人運動(Gerakan Wanita)などによって、六人の高級将校と一士官が殺害された。[13] 一〇月一日早朝、九月三〇日運動は、ジャカルタで国営放送局と電報電話局を占拠した。政府に対してクーデタを企てようとした将軍評議会に反対する、との運動目的が電波を通じて公表された。同日午後一時、全権を掌握すると声明された革命評議会設置にともない、ドゥイコラ内閣は停止された。革命評議会の議長にはウントン中佐が就任し、メンバーは四五人から構成された。こうした九月三〇日運動に対して即座に反撃したのは、六人の高級将校死去により陸軍最高位となったスハルト少将(戦略予備軍司令官)であった。スハルトは陸軍司令官の職務を代行して陸軍を指揮し、戦略予備軍下の空挺部隊(RPKAD)ならびに陸軍シリワンギ師団空挺部隊を動員してムルデカ広場を平定。同時に、国営放送局および電報電話局をも解放した。また、クー

デタ発生当時ハリム空軍基地にいたスカルノ大統領がボゴール宮殿へ移動したのち、スハルトはハリム制圧を命令し、一〇月二日午後三時ハリム基地を奪還した。ついでスハルトの出身母体であった陸軍ディポネゴロ師団はルバン・ブアヤ地区を制圧した。翌三日に、ルバン・ブアヤの古井戸から殺害された将軍の遺体が発見された。(14)

政府見解にしたがうと、失敗に帰した九月三〇日運動は共産党によって単独で計画され、実行に移されたものとなる。この見解を支える最重視されている唯一の証拠は、クーデタ発生時共産党議長アイディット(D. N. Aidit)ならびに党青年部、婦人部のメンバーがハリム空港にいたことだけである。ウントン中佐が共産党の影響を強く受けていた点、あるいは共産党幹部の一部がクーデタ計画を事前に入手していたという幹部の「自白」なども正当化の根拠とされている。(15)一九六五年初頭からインドネシアの政治環境は分裂状態にあったことも誘因となり、クーデタの失敗は人びとの反共産党感情を一気に爆発させた。クーデタに引き続いて六五年末までに、全国各地において一連の共産党狩りの大量虐殺が発生した。ウントン中佐降伏後数日を待たずして、まず敬虔なイスラーム教徒のおおいアチェにおいて共産党員殺害が開始された。とりわけ残忍かつ大量の共産党員狩が起こったのは、共産党活動の活発であった中・東部ジャワ、バリ、北スマトラ地域であった。共産党狩りには陸軍が積極的に取り組んだとされている。地域によっては、陸軍から武器を供給されたイスラーム団体、国民党までが虐殺に参加した。大量殺戮は六六年三月までにはほぼ鎮静化したが、六九年まで火種はくすぶり続けていた。この間、公式発表では死者八万人である。しかし、実数はその数倍であるとされており、一説によると一〇〇万人が殺害されたとの推計もある。

では、『ウイ・チュタット回顧録』のなかで、九月三〇日事件に関するいかなる記述が発禁の対象となったのであろうか。第一に、九月三〇日事件と新秩序体制成立との関連性についての記述が問題にされた。ウイ・チュタットによると、スカルノ体制を崩壊へ追いやったのは共産党ではなく、国軍と学生運動であった。しかし、こうした見解に対して、九五年七月以来、「学問とコミュニケーションに関する六六年世代フォーラム」(Forum Studi dan Komunikasi Angkatan 66, Fosko 66, 以下フォスコ66)は、『ウイ・チュタット回顧録』がいかに危険な書物であるかを繰り返し主張していた。(16)八月二八日には、フォスコ66は検事総長へつぎのような勧告を行なっている[*Republika* 29/8/95]。『ウイ・チュタット回顧録』は、新秩序体制が六五年のクーデタの産物かのように記述している。それればかりではなく、スハルト大統領に侮辱的なことばが散見される。親共産党的記述がままみられることも問題である。本書を詳細に検討した結果、ウイ・チュタットは、本書の編者として名があがっているプラムディア・アナンタ・トゥールに操作されて記された形跡がある。本書の内容は史実に反することが

多い。歴史的に共産党がいかに策略的に行動しいたのかを知っている者にとっては何の影響もないが、そうではない若い世代が読んだとするならば新秩序体制に対して悪いイメージを持つようになってしまう。したがって、本書はただちに発禁処分に処されるべきである。このように、フォスコ66はプラムディアの著作と同列に並べて『ウイ・チュタット回顧録』の危険性を議論したのである。

結果的には、フォスコ66の勧告は検事総長に対する圧力として機能した。『ウイ・チュタット回顧録』発禁を報じた新聞、雑誌には、いずれもフォスコ66が反対の論陣を張っていたことに言及している事実からも、これは伺える。

第二の理由として、ウイ・チュタットの事実調査委員会の一員としての記述が論争の的になっていた。一九六五年一二月二三日、事実調査委員会は、北スマトラ、中部ジャワ、東部ジャワ、バリにおける九月三〇日運動に対する反対運動の事実を調査する目的で結成された。『ウイ・チュタット回顧録』は、付録として、一九六五年一二月二七日から翌年一月六日にかけて実施された調査報告を掲載している[Oei 1995: 348-366]。事実調査委員会の報告によると、死者は五〇万から六〇万人であった[Oei 1995: 192]。この数字は政府公式発表の八万人を大幅に上回る。この死者数の格差は、『ウイ・チュタット回顧録』が史的事実に反する記述を行なっている、とフォスコ66に厳しく指摘された点でもある。国家の編集した公定史と異なる記述があっては困る。

では、なぜ公式発表の六倍もの死者数をウイ・チュタットをはじめとする調査団は把握できたのか。事実調査団はバリ、東ジャワ、北スマトラを調査して回った。そのさいの調査の実施方法は、個人ベースの信頼関係の積み重ねを活用したものであり、それが公式報告との差異を産み出す結果を導いた。以下は、ウイ・チュタットが行なった東ジャワの都市マランでの調査の模様である[Oei 1995: 188]。

「大佐はカトリック教徒か」

「そうでございます、大臣。私はカトリック教徒です」

「カトリック教徒として、お互い正直になろうではないか。そこで、きみに聞きたいことがある。ここでの死者数は実際のところ何人なのかね」

「大臣、どうしてそのように質問なさるのですか」

「これまでのわたしの感触では、公式報告は実態とかけ離れすぎている。大佐はカトリック教徒ですよね。では神さまがわたしたちをご覧になっている。何人なのか耳打ちしてくれるだけでよいのだが」

かれは囁いた。報告書の五倍ほどです、と。このようにして、わたしは実態に近い死者の数を集めることができたのです。

このやり取りから伺えることは、地方レベルにおける大量殺戮の「公式」報告が実態をかならずしも反映していなかったという「事実」である。しかもそうした数字上の操作は地方官吏と陸軍が率先して行なっていた。六五年から六六年にかけての時期は、実態を報告するには事態があまりにも流動的であり、生々しくあり、かつ悲惨であった。

第三の発禁理由としては、前述のように、九月三〇日事件について記述したこと自体に問題ありと政府が判断したことである。そもそも九月三〇日運動とその後の大量虐殺事件は公共の場で語ってはならないタブーとなっている。たとえば、九月三〇日事件がみずからの権力掌握の契機であったにもかかわらず、スハルトの自叙伝には、この部分の記述がない[Soeharto 1989]。意図的にスハルトは自分が権力へ上り詰めた過程を記すことを避けている。そうすることにより「暗い歴史」を封じ込め、公定史の正統性を高めるという効果がある。

おおくの共産党員はナイフ、銃剣で殺害された[Report 1985: 141][17]。クディリ(東ジャワ)において大量虐殺を体験したひとりのインドネシア人の手記にある記述が、そうした情景を連想するさいに参考になる[Pipit 1985: 43-44]。

かれは共産党員がブランタス河に浮いているのを毎日みていた。……通常死体はすでに人間と判別つかないほどであった。頭がなかったり、内臓が抉られているものもあった。堪らない異臭が充満していた。沈まないようにと、死体は竹の棒に括りつけられたり、くし刺しにされていた。……共産党員バージがはじまると、売春宿の顧客の足が止った。理由は簡単であった。お客も売春婦も恐怖にさいなまれていたからである。辺りの家屋の軒先には、男性の共産党員の性器がぶら下げられていた。あたかもバナナの叩き売りであるかのように。

これは「当時」を体験しているインドネシア国民が共有している「記憶」であるといってもよい。現在でも、自分の家族、親戚、友人などが、あの事件によって殺されている、あるいは身内が手を下す側にいた、というインドネシア国民は多数現存している。もうあんな血なまぐさい事件は忘れさせて欲しい、という意識をかれらは持つ。他方で、もちろん当時のことを語る者も存在する。しかし、公共の場ではなく、個人的に声をひそめながら耳打ちするように語ってくれるのみである。話の内容といえば、少年/青年時代の新秩序体制成立時にみずからがいかに学生運動に関わっていたのか、あるいは参加していたのか、という思い出である。ある者は自分が眼にした光景を口にする。いずれも個人的体験を語るのみであり、事件そのものについての論評を加えることはしない。かりに論評があるとしても、共産党を否定的に位置づける公定史と何ら変わらない意見しかでてこない。この意味で、九月三〇日事件とはインドネシ

ア史上、「忘れられた／封印させられた」歴史の一頁といえるし、インドネシア人にとっては忘れられるべきものと認識されていながら、決して忘れられることはない出来事となった。

『ウイ・チュタット回顧録』が新秩序体制について不都合なのは、じつは九月三〇日事件関連の記述だけではなかった。むしろスカルノ時代についての「歴史的事実関係」が問題にされたと考えられる。『ウイ・チュタット回顧録』は主としてスカルノ時代についての回顧から構成されている。しかもプラナカンの視点から一九五〇年代、六〇年代前半の多様なインドネシア政治像が描写されている。ウイ・チュタットの記述には、バプルキとショウ・ギョクチャンとの確執、パルティンドとマシュミ(Masjumi)党との闘争が明確にされている。[18] なかでもバプルキに関する記述は、従来のインドネシア政府の位置づけと異なる点で特筆される。インドネシア政府見解にしたがうと、バプルキはインドネシア共産党影響下の組織であった。中心的メンバーが富裕な華人であったことから、チュコン(cukong, 政商)の組織としても見なされていた。しかしながら、『ウイ・チュタット回顧録』によると、バプルキは華人のインドネシア社会への同化推進を目的として設立された組織であり、政治的志向性においても階級構成の面でも多元的であった。バプルキが華人コミュニティにおいて影響力を高めた主要因は、その教育活動にあった。全国に直営学校を設立し、六〇年代になると大学設立案まで浮上した。こうした教育活動への支援をとおして、ビジネスマン、医者、法律家のみならず、農民、工場労働者などといったあらゆる社会階層の華人がバプルキへ参加したのである。また、構成員の多様性はプラナカンの多様性を反映していただけではなく、バプルキにおける内的政治抗争を産み出す要因ともなった。

このようにスカルノ時代を描写するを持つ『ウイ・チュタット回顧録』は幅広いインドネシア国民に読まれていたようである。読者は二種類に分類することができる。第一は華人であり、かれらはインドネシア華人の代表的人物自伝として本書に関心を持つ。前述のごとく、『ウイ・チュタット回顧録』に多数のプラナカン知識人が関与していた事実はその証左である。それにもまして本書に高い関心を示したのは、第二の読者層であるインドネシア人であった。後者はより政治的志向性が高く、インドネシア政治の新しい視点に対して高い欲求を持っている。スカルノ支持層も多数含まれているようである。たとえば、『ウイ・チュタット回顧録』出版記念パーティには、現インドネシア国民党党首で、故スカルノ大統領の娘であるムガワティ(Megawati)が出席していることに、その一端が伺える。また、七月には、学生を主体とする『ウイ・チュタット回顧録』をめぐる討論会に参加するため、ウイ・チュタットは中部ジャワ州都スマランまで足を運び、インドネシアの歴史について若い世代と議論している。読者のおおくはウイ・チュタットの人生に関心があるというよりは、『ウイ・チュタット回顧録』に描写

されているインドネシア政治史に対して興味を示していたのである。こうして『ウイ・チュタット回顧録』はインドネシア史への関心を高めただけではなく、その副題「スカルノ大統領に仕えて」からも容易に推測されるごとく、スカルノとは不可分の回顧録として認識された。これが出版から半年で五刷、一五〇〇部を売りさばく原動力となっていたのであり、歴史に対する関心を惹起した点こそが『ウイ・チュタット回顧録』発禁に結びつくことになったといえる。

では、なぜ歴史への関心、より具体的にはスカルノへの関心が高まると新秩序体制にとって不都合なのであろうか。この点から、スカルノ時代の否定のうえに正統性原理を確立した新秩序体制の姿が見えてくる。

四　歴史認識と理想の社会

一九六五年から六六年にかけての狂気の時代が去った後、インドネシアにはスハルトによって秩序と安寧がもたらされた。[19] 九月三〇日事件を境に、スハルトはスカルノ時代を「旧秩序体制」(Orde Lama)とし、これに代わる「新秩序体制」(Orde Baru)をみずからの時代の呼称とした。同時に、新秩序体制の国家目標としてのスローガンを「開発」(Pembangunan)へと変更した。スカルノ時代のスローガンは「革命(Revolusi)／インドネシア革命の成就」であった。スカルノにとっての「革命」とは、振り返って見るものであった[Legge 1972: 246]。スカルノが原イメージとしてもっとも重要視していたものは、オランダ植民地時代、民族運動をとおしてスカルノが中心となって達成した「インドネシア民族」の一体化であった。したがって、「インドネシア民族」の一体化の回復がスカルノ時代の最優先課題であり、「革命」の成就であった[Legge 1972: 283, 398]。しかし、その過程で九月三〇日事件が発生してしまった。国軍、市民による共産党狩りがはじまるとスカルノは「止めろ」といった。ところが、スカルノのことばにもかかわらず、人びとは止らなかった。これにより、「革命」の夢が破綻し、ひとつの「時代」が終焉したことが自明なものになった。その後誕生したスハルト体制は、政治的不安定性がつきまとう「革命」という旧秩序体制期のスローガンをスカルノの影響力とともに葬り去り、新たなスローガンとして新秩序体制は「政治的安定」を措定した。これと組み合わされたのが「開発」であり、「新秩序」と「開発と建設の達成」がスハルト時代のシンボルとなった。

同時に、新秩序体制では、九月三〇日事件、ゲスタポがつねに心理的イメージとして存在している。あの時の「恐怖」が政府によって集団の記憶として留められるようになり、コントロールされるようになったのである。この意味で、九月三〇日事件のうえに新秩序体制が成立したということは可能である。[20] 一方で、共産党、虐殺を鮮明に思い出させるようなものは断固として拒否される。他方、政府によって共産党イメージが作り上げ

られた。すなわち、九月三〇日事件そのものは共産党によってはじめられた。大量虐殺の原因は、共産党が国家転覆を図ったことに起因する。それゆえに、インドネシア政府による九月三〇日事件の「公式」表記はG30S/PKIであり、かならず共産党がセットになっている[21]。このような政府見解が、九月三〇日事件の公式解釈として固定化された。

しかし、実際に人殺しをしたのは共産党員ではない。むしろかれらは虐殺の対象であった。では、だれが人殺しをしたのかというと、軍、ムスリム団体、学生、一般市民であった。換言すると、かれらは新秩序体制成立時における支持層そのものであった。それゆえにこそ、あたかも共産党が大量虐殺を起こしたかのような「錯角」を人びとに植えつけることになる。新秩序体制のもとでは「想像の現実」と「実際の現実」とはかけ離れている[22]。そこでは「想像の現実」が重要であり、編集されて、塗りつぶされた「絵」(歴史)しかでてきてはいけない。なぜならば、風景自体を変えようとしたのが、かつての共産党の希望だった、とされているからである。九月三〇日事件は共産党が風景の変更を実行しようとし失敗した結果であり、そして大量殺人が発生してしまった。だから、ふたつの「現実」がかけ離れていても、編集された「絵」を眺めることにより、またその「絵」を自分に信じこませることにより、「無限の未来にある理想状態」を見ようとする。「絵」には社会の調和と秩序が描かれていなければならなかった。したがって、そうした秩序の正反対の現象として、三〇年前に起こった虐殺は効果的であり、それを定期的に「思い出させる」ことによって、一層理想の社会が際立つ。

新秩序体制が安定した一九七〇年代半ばには、体制にとっての理想の社会建設のために、「無限の未来にある理想状態」を具現化するイデオロギーが必要とされ、パンチャシラがそのために定式化された[23]。建国五原則であるパンチャシラは新秩序体制下において国家イデオロギーとして形成され、教育をとおして国民へ浸透してゆくようになった。一九七八年に、「パンチャシラの理解と実践のための指針」(Pedoman Penghayatan dan Pengamalan Pancasila)が成立し、この指針を社会に貫徹させるための手段として「パンチャシラ道徳教育」が強化された。そこには、個人の生活態度やモラルについて強調しながら、家族的秩序、調和という社会の秩序原理が見事に凝縮されている[土屋 1994: 271-302]。こうしてパンチャシラが社会の秩序原理として成立し、新秩序体制を支えるイデオロギーとなった。

しかし、一見パンチャシラは「未来」を見ているかのように映るが、じつは「過去の遺産」を模倣している。この点はスカルノ時代とスハルト時代の理想像の比較によって鮮明になる。双方ともじつはオランダ植民地期に体制の理想像を求めていた。この点では類似しているといえるが、その中身は好対象なものとなっている。前述のごとく、スカルノはインドネシア民族運

動を「革命」の原イメージとして思い描いていた。これに対してスハルトは、新秩序体制のモデルとしてオランダ植民地国家を措定し、それを制度的、法的に継承している。しかも植民地時代、オランダ人が「理想」の社会として想い描いた「複合社会」(plural society)が新秩序体制の目指した社会である。[24]「複合社会」は、きわめて同質性の高いコミュニティが「人種」ごとに形成されている人工的な社会であり、近代的社会の典型とされた。各々の「人種」が交流するのは市場のみであり、社会関係は経済が基本となっている[Furnivall 1939]。一方で、共通の社会的意思は存在しないが、強力な国家によって社会全体の「秩序と安寧」は維持されている[Yamamoto 1989]。ここにはオランダ人による植民地経営の理想が凝縮されている。

こうした「複合社会」は一九三〇年代に完成していた。植民地社会であるという必然ゆえに、「複合社会」では住民の政治参加は認められておらず、住民は被支配者として沈黙を守るべき存在と位置づけられていた。反体制的な言説を取り締まるために一九三一年制定された新聞統制令は言論統制の先鋒であった。「複合社会」を「パンチャシラ社会」と置き換えてみると、政治的自由の拘束、言論統制の存在などはそのまま一九六〇年代後半以降のインドネシアにおける権威主義的体制下の国家と社会の関係を描写するために使用可能なコトバであることが判る。実際、一九三〇年代に確立された出版規制、報道規制に関する法律は今日でもほぼ原型のまま継承されている。そればかりでなく、そうした「時代遅れ」の法律に基づいて、発禁処分が決定されている。法的基盤の点からも、一九三〇年代に形成された「国家と社会」の理想状態を新秩序体制は「復元」しようとしている、と読むことも可能である。[25]そうすることによって、新秩序体制は自身をインドネシア社会における「正常」、「法による秩序」の具現者として位置づけ、社会勢力の相互作用に対する基本的規則、規制を強制する審判の役を果たしている。

新秩序体制の隠れた基礎が一九三〇年代のオランダ植民地国家と「複合社会」にあるとすると、新秩序体制の歴史に対する態度も規定されてくる。学校教科書における「民族闘争史」ではエモーショナルな物語性が重視されるが、特定の人物像が強調され描写されることはない[土屋 1994: 290-291]。こうした措置は、オランダ時代とは何であるか、オランダ植民地主義とは何であったのか、インドネシア民族運動とは何であったのかを改めて問われることは政府にとって不都合な事柄として認識されていることの反映である。みずからの体制の「真の」姿が見えてきてしまっては困るからである。一九八〇年代に発表されたプラムディアの歴史小説四部作の発禁処分も、この文脈で捉えることが可能である[Maier 1995]。また、「民族闘争史」における独立後の民族闘争の描写では、スハルトならびに国軍の闘いに重点が置かれている[土屋 1994: 290]。ここでは、初代大統領スカルノには最小限しか登場の機会が与えられていない。『ウイ・チュタット回顧録』のようにスカルノ時代が強調さ

れることは教科書にある公定史と矛盾する。こうして新秩序体制は「歴史」を編集しながら、インドネシア国民がその他の歴史へ眼を向けることを極端に嫌う。

インドネシア国民の多数は三〇年ほど昔、恐怖の体験をした。秩序が保たれている状態ならば、ゆったりと椅子に坐わるのが常態である。しかし、あの時は、落ち着いて椅子に坐っていることもできなかった。その後社会には秩序がもたらされた。新秩序体制は壁に囲まれた「秩序」という名の「部屋」を国民に提供した。そして、人びとはパンチャシラをとおして共通の「絵」を国家から与えられ、それを修得することに専心した。そうでないと、恐ろしくて人びとは坐っていられないからであった。しかも、必至になって椅子にしがみつくように坐るようになった[Shiraishi 1986][26]。一九七八年のパンチャシラ道徳教育の導入は、まことに機を射た政策であった。この政策導入と前後して、プラムディアやウイ・チュタットをはじめとして、大量の「政治犯」が刑務所、流刑地から釈放された。これによって、人びとはなぜ自分たちが椅子にしがみつかなければならないのかを知り、それについて語ることを拒む術を覚えていった[27]。こうした怖れに基づいた精神状況は、六五年の大量殺人を経験してはじめて産み出されたものであり、時には物理的暴力を行使しながら新秩序体制が「怖れ」を再生し、「歴史」という名の集団の記憶をコントロールしてきたものであった[28]。

こうしてパンチャシラ社会が形成された。そこでは秩序と安寧が保たれてはいるが、人びとの深層心理はいわれもせぬ恐怖で満ちていた。インドネシア国民が部屋のなかで教育されたのは、未来を見つめる共通の「絵」であるパンチャシアラである。しかし、新秩序体制成立後四半世紀が経過し、安定した秩序と安寧のもと「未来」を見据えるために、インドネシア国民は過去を振り返りはじめた。かれらはパンチャシラという部屋のなかの壁も眺めていることを自覚したといってもよい。壁には、部屋の外で起こっていたこと／起こっていることが反映されている。人びとが歴史的「回顧」に対する欲求をもちはじめたのは、壁の内側が安定したからこそ産み出された、こうした壁の外でおこっている事柄に対する好奇心の現われだと見なすことができる。一九九〇年代における回顧録の流行はこの文脈で解釈することが可能であるし、それにより新秩序体制下における「回顧」としての歴史が社会的に共有されることになる。

前述したように、『ウイ・チュタット回顧録』は、かれの歴史を語ったものである。ウイ・チュタット自身、回顧録序言において、「歴史は自己を知るために重要なのは当然である。しかし、わたしにとってもっとも大切なことは未来である」と語っている[Oei 1995: vi]。ウイ・チュタットは「正しい」インドネシア語を書くことができないために、かれの回顧録においては、ウイ・チュタットの語りを編集するという作業が重要になった。『ウイ・チュタット回顧録』には、ウイ・チュタットの語る歴史(his-story)が収録されているのである。そこに描写されてい

る歴史は、紛れもなくウイ・チュタットが自身の眼で見た出来事であった。ウイ・チュタットが表現主体であるがゆえに、「歴史」への焦点化が現前的なものとなる。

ここで注意すべきは、ウイ・チュタットが何を見ていたのかという点である。この点は、かれが新秩序体制初期一二年間、獄中に囚われの身であった事実に深く関係してくる。刑務所の壁は、物理的に外界と刑務所内とを隔てる役割を果たしただけではない。壁は、塀で囲まれた秩序と安寧のなかで、ウイ・チュタットみずからが主人公の一人として「活躍していた」時代の風景を写しだすスクリーンともなっていた[29]。それゆえに、ウイ・チュタットにはスカルノ時代が一層鮮明に脳裏に刻み込まれることになった。そして、外界へ復帰したあと、ウイ・チュタットは壁に写っていた昔の風景を回顧録として表現した。そこに語られたこと、書かれたことが「事実」であるか否かはさほど重要な問題ではないはずであった。

ところが、『ウイ・チュタット回顧録』が政府によって発禁処分に処されることによって、ウイ・チュタットの歴史は公定史(history)に抵触することが確認された。新秩序体制に投獄されることにより、ウイ・チュタットは、他者や社会との関わりのなかで、何者でもなくなった一人の男になった。そこにおいて、かれは新秩序体制という他者に隷属していた。つまり、『ウイ・チュタット回顧録』のなかで「現にそこに存在しているもの」とは、ウイ・チュタット自身でもスカルノ時代でもなく、むしろスハルト新秩序体制そのものなのである。『ウイ・チュタット回顧録』に表現されている著者の自己意識は、新秩序体制との関係のなかでのみネガティヴに現前的でありうるものである。『ウイ・チュタット回顧録』には、ウイ・チュタットという現存在自身が存在しているのではなく、新秩序体制という「他者」が存在している。換言すると、非現前的存在としてのウイ・チュタットは、明らかにヒーローではなく、無力なアンチ・ヒーローとしての主人公であり、それゆえに新秩序体制においては主人公と読者とを同一視させる「国民的想像力」の基礎となる。このように『ウイ・チュタット回顧録』には、回顧録のもつ「歴史」的記述の現前性という虚構が表現されているばかりではなく、新秩序体制が編集した公定史のもつ虚構性までも表現されている。公定史の虚構性を暗示しているがゆえに、『ウイ・チュタット回顧録』は発禁処分される運命にあったのである。

五　おわりに

インドネシア国民にとっては、九月三〇日事件にいたる一〇数年間の歴史は、「失われた一〇年間」[McVey 1994]となっている[30]。たしかに公定史には、インドネシア初代大統領スカルノ時代の記述は存在する。しかし、その時代は政治的に活気に満ちていたかもしれないが、混乱と経済停滞を経験していた時代として描写されがちである。こうすることにより、新秩序体

制の達成した経済成長と政治的安定が強調される。

新秩序体制下において一九五〇―六〇年代は、否定的な歴史として位置づけられている。新秩序は政治的安定と経済発展をもたらしたという自己正当化は、旧秩序がそれほど政治的不安定、経済停滞にあえいでいたことの裏返しとして行なわれる。そのために、旧秩序期に関する歴史教育はこうした新秩序体制的論理のもとで「編集」される。結果として、人びとの旧秩序体制は無意識のうちに歪んでゆく。自分では憶えていたはずのことが、公定史と矛盾することにより、自己を否定し、体制の歴史に自分を当て嵌めてゆく。

しかし、『ウイ・チュタット回顧録』はそうした旧秩序体制期に関する記述が大半を占めている。たまたまその時期がウイ・チュタットの政治的経歴上もっとも輝いていた時期でもあった。それが幸いして、旧秩序期についての「新しい」歴史が記されたのである。そこからは、スカルノ大統領の側近のひとりの眼をとおして一九五〇、六〇年代のインドネシア政治を垣間見ることができる。それは、新秩序体制によって編集された公定史しか知らない世代にとっては、まったく新しい歴史解釈のように映る。この意味で、公定史以外の歴史を知らない、自分が生まれてくる前の時代を知らない若い世代にとって『ウイ・チュタット回顧録』は重要な意味を持つ。

このように新秩序体制成立後三〇年を経て、個人が自分の歴史、記憶を語りはじめた。これが従来の公定史と矛盾を明確にする。歴史観が国家によって「上から」コントロールされるのではなく、またひとつの歴史観が社会をおおい尽くすのでもない状態が出現してきた。むしろ、パンチャシによって保証されてきた秩序と安寧のもと、インドネシア社会と国民は多重人格に悩まされてきており、その苦しみから抜け出すために、自分たちの辛い過去を直視しはじめた、といってもよい。『ウイ・チュタット回顧録』は、スカルノ時代を語ることにより、公定史に記されている共産党、また九月三〇日事件と、ブル島帰りの人びとをはじめとする、一人ひとりの「記憶」はかならずしも一致しないことを読者にしらしめることとなった。国家の造りだした共産党と一人ひとりのイメージとはかけ離れたものである、という事実が再確認されている。かくしてインドネシアにおいて多元的な歴史解釈への道が拓かれてきた。『ウイ・チュタット回顧録』の好調な売上げに反映されていたように、インドネシア国民の歴史、新秩序体制成立以前のインドネシア史に対する関心も高まりはじめている。同時に、『ウイ・チュタット回顧録』を媒体として、新秩序体制下ではかならずしも肯定されるべき存在ではない個人史、それをとおしたスカルノの幻影とオランダ植民地主義の捉え直しがひとり歩きしはじめた。(31)

この文脈では、『ウイ・チュタット回顧録』にせよ、『ある無告の民の哀しみの唄』や『若きハリオの回顧録』にせよ、新秩序体制下において他者や社会との関わりのなかで、何者でもなくなった一人の男にさせられた著者による回顧録は、新秩序体

制の正統性とその歴史形成に対するアンチ・テーゼとして意味を持つ。しかも、読者は新秩序体制に対して無力である主人公に自己同一化を図る。しかし、皮肉なことに、いずれの回顧録も新秩序体制という「他者」なしには存在しえないことを勘案すると、逆にそれだけ新秩序体制は安定性を誇示していると見なすことも可能なのである。

(1) *Kompas*, 28/9/95 (Kejaksaan Agung Larang Buku "Memoar Oei Tjoe Tat"). なお、プラムディアの『ある無告の民の哀しみの唄』は出版から二ヵ月後の九五年四月に発禁処分に処されている。この場合も注意したいのは、出版直後ではなく、この本も発禁までに二ヵ月も時間がかかったという事実である。

(2) 出版物の発禁には、そのときの政治、社会状況が反映している。活字媒体の発禁処分をもってインドネシア政府が抑圧的である、強権的である、と非難することは容易い。また、そうした状況下においては「表現の自由」が保証されていない、民主化がいまだに達成されていないとして、インドネシア政府を弾劾することもできる。しかし、それでは問題の所在を指摘することはできても、問題の解決を提示することにはならない。なぜなら、そうした態度はインドネシア政府のとった行動に対する「反動」でしかないからである。むしろ問題解決を目指すためには、インドネシア政府がなぜ、どのような状況下においてある行動をとるのか、それを正当化する論理は何なのかを探る必要がある。権威主義体制に関する研究対象としてはマス・メディアに対する言論弾圧が代表的である。また、本稿の議論と関連して、マス・メディアをとおしてインドネシアの国家と社会の問題を論じた研究には、[Dhakidae 1991; 十重 1994; Tickell 1995]などがある。

(3) 第二の疑問に関しては、稿を改めて論じることにしたい。それゆえに、本稿においては、スハルト体制の特徴については素描に止まることをあらかじめお断りしておきたい。

(4) 本書の目次は右のとおり。頁数も付記しておく。

著者の一言 vi
ダニエル・レヴ博士による序文 ix
第一部 レロレドゥングから政治的覚醒へ 一
一 ソロの幼年時代 三
二 スマラン・オランダ語中等学校で学ぶ 三
三 ジャカルタで法律学を学ぶ 三
四 日本占領期 四三
五 新聞会での学習と行動 五六
六 ひとりのプラナカンとしての自覚 六五
七 バプルキ 七三
八 憲法制定議会 八七
九 パルティンド 九五
第二部 人生を変えたブン・カルノへの忠誠 一〇三
一〇 ブン・カルノに仕えて 一〇五
一一 「対決」の時代 一四一
一二 九月三〇日事件前後 一六三
一三 スーパーセマル 一八三
一四 新秩序体制による投獄 二一三
一五 ニルバヤ時代 二三五
一六 裁判 二五五
第三部 ふたたび自由人となる 二七七

一七　判決のあと　二六九
第四部　付録　三三五
A　1　少数民族政党に関する覚書　三三六
2　バペルキ設立集会についてのノート　三三八
B　基本的人権に関する憲法制定議会における
ウイ・チュタット　三四二
C　事実調査委員会の公式報告書　三四八
D　1　請願：「聖なる力の登場、
本当の自由の王子」　三五五
2　返答　三六二
E　いくつかの重要書簡　三六四
F　経歴　四〇六

（5）プラムディア・アナンタ・トゥールは一九九五年度マグサイサイ賞を受賞した、アジアを代表する作家である。かれ自身、新秩序体制下、一四年間ブル島に政治犯として流刑の身であった。現在でも自宅軟禁は継続されており、行動の自由は規制されている。一九七九年一二月二一日にブル島から帰還後、プラムディアはインドネシア民族主義に関する小説四部作を発表するなど、精力的な執筆活動を繰り広げている。しかし、一九八〇年代以降発表したかれの著作はほとんど発禁処分にあっている。参考までに発禁著作と発禁時期をあげておく。

一九八一年　『人間の大地』[Pramoedya 1980]
『すべての民族の子』[Pramoedya 1981]
一九八六年　『足跡』[Pramoedya 1985]
一九八八年　『ガラスの家』[Pramoedya 1988]（以上、すべてハスタ・ミトラ社刊）
一九九五年　『ある無告の民の哀しみの唄』[Pramoedya 1995]

（6）バプルキは、華人の二重国籍問題に対応するための組織であった。バプルキに関しては[Coppel 1983; Mackie 1976; Somers 1965]を参照。

（7）以下の執筆の背景、過程は、とくに断らないかぎり、一九九五年九月一〇日にジャカルタで行なったウイ・チュタット氏とのインタビューによる。

（8）プラナカンとは現地生まれの華人の通称であり、かれらにとっての母語は中国語ではなくインドネシア語などの現地語である。通常、移民二世以降の世代で、政治的志向性も現地向きである。他方、移民一世はトトック（Totok）と呼ばれ、中国本土に対する志向性が高いとされる。プラナカンとトトックの類別についてはとりあえず[Skinner 1963]を参照。

（9）こうした予防的センサーシップは、じつはオランダ植民地政府が一九〇六年より実施してきたものを踏襲している。植民地期の出版規制、センサーシップ一般については[Maier 1990; Yamamoto 1995; 山本 1995]を参照。

（10）セルフ・センサーシップについては[土屋 1994: 第9章]を参照。

（11）『ウイ・チュタット回顧録』の人気の度合いは以下の筆者の経験からも推測できる。発禁処分になる一〇日以上前の一九九五年九月一四日、ジャカルタ北部スネンの古本屋街で『ウイ・チュタット回顧録』を求めるインドネシア人（華人系、一見運転手風）がいた。『ウイ・チュタット回顧録』は書店店頭では売り切れとなっていた状態が続いていた。その場合、同書を手にいれるには古本市場を捜すしかない。当時すでに古本屋店頭に同書が置かれることはなかった

ので、定価二万ルピアのところ五〇万ルピアもの売り値がついていた。通常、支払は前金で、依頼本の現物は翌日入手できる。おそらく古本屋の自宅に発禁本、希少本は「保管」されているのであろう。これほどまでの大金を払ってまで『ウイ・チュタット回顧録』を購入したいという人びとが潜在的に存在している。

(12) 以下の記述は[30 Years; Nugroho & Saleh 1968]に依拠している。

(13) 殺害された将軍はつぎのとおりである。アフマド・ヤニ中将(陸軍司令官、最高作戦司令部参謀長)、R・スプラプト少将(陸軍司令官第二代理)、ハルヨノ・マス・ティルトダルモ少将(陸軍司令官第三代理)、スウォンド・マルマン少将(陸軍司令官第一補佐官)、D・I・パンジャイタン准将(陸軍司令官第四補佐官)、ストジョ・シスウォミハルジョ(陸軍法査察官)。しかし、共産党の第一殺害目標であった、国防治安相兼国軍参謀総長のアブドゥル・ハリス・ナスティオン大将は難を逃れた。

(14) こうした一連の過程に関して若干の補足説明を加えたい。政府見解では、共産党クーデタが「将軍評議会」に対する攻撃に端を発していたとしているが、将軍評議会が実在したか否かは依然不明のままである。ドゥイコラ内閣とは、Dwi Komando Rakjat 内閣の通称。六四年八月二七日成立。九五名もの閣僚を抱える大所帯であった。ルバン・ブアヤ地区は、共産主義青年団、共産主義婦人運動の軍事訓練基地であった。

(15) これに対して、いわゆる「コーネル・ペーパー」では、クーデタは陸軍内の権力闘争の結果発生し、若手ジャワ将校の腐敗した上級将校に対する行動であった、と結論づけている。共産党はクーデタを仕掛ける強い動機をもたず、主導的な役割を担ったわけではない。アイディットの行動はクーデタに対する反動的なもの、として捉えている[Anderson & McVey 1966]。また、アメリカ中央情報局(CIA)の関与を強調する研究もある[Brands 1989; Bunnell 1990; Kolko 1988]。しかし、クーデタの実態はいまだに明らかにされていない。九月三〇日事件と共産党、CIAについては[Tim ISAI 1995]も参照。

(16) たとえば、[*Republika* 29/8/95, 31/8/95, 5/9/95]。

(17) 九月三〇日事件関連の大量虐殺についての体系的研究として[Cribb 1990]を参照。

(18) マシュミはイスラーム政党であった。一九五七、五八年の地方反乱への加担の責任を問われ、一九六〇年八月にスカルノ大統領により非合法化された。

(19) この過程については[Crouch 1988]を参照。また、国家による暴力、虐殺については、カンボジアとインドネシアの比較研究をした[Fein 1993]も参照。

(20) インドネシアの九月三〇日事件の「実態」と「記憶」は、マレーシアにおける一九六九年の「人種暴動」と極似している。マレーシアについては[谷千 1995]。

(21) たとえば、[Arswendo 1994; Djanwar 1986]を参照。しかし、ウイ・チュタットは回顧録のなかで一貫して九月三〇日事件をG30Sと表記し、そのあとに共産党の略称であるPKIはつけていない。

(22) 「想像の現実」については[Anderson 1990]を参照。

(23) パンチャシラとはインドネシア建国五原則のこと。以下の五つである。(1)唯一至高神への信仰、(2)公正にして開化した人道主義、(3)インドネシアの統一、(4)協議制ないし代議制における英知に指導された国民主義、(5)全インドネシア国民のための社会正義。パンチャ

シラおよび「指針」については［土屋 1994: 第8章］を参照。

(24) 「複合社会」の概念はファーニヴァルが造りだした［Furnivall 1939］。オランダ統治末期における植民地社会については［van Doorn 1981］も参照。

(25) インドネシア国家と植民地時代の法制度との連続性については［Lev 1985］を参照。また、一九三〇年代に形成された「官僚国家」(Beambtenstaat)と新秩序体制との制度的連続性については［McVey 1982］。

(26) このような不安定な精神状態の一端を理解するにはつぎの研究も参考になる。［田右 1992; Siegel 1986; 土屋 1994］。

(27) 新秩序体制下における知・言論の閉塞状況については［土屋 1994: 315-340］が参考になる。

(28) ジャワにおける暴力の日常化については、［Pemberton 1994］を参照。

(29) 壁に対峙して想像力を豊かにし、自己の思考を表現するという行為の分析は、［Shiraishi 1986; 山本 1991］を参照。

(30) 学問的にも、一九五〇年代のインドネシア政治研究に関する良質の研究はわずかであり、いまだ研究し尽くされているとはいえない。近年では、一九五〇年代は新秩序体制理解のための比較研究の対象となっている［Bourchier and Legge 1994］。

(31) インドネシアでは総選挙のための選挙運動でスカルノ前大統領のポスターなどを利用することが禁止されている。それほどまでにスカルノの幻影に新秩序体制が怯えている［Brooks 1995; Labrousse 1994］。

参照定期刊行物

Kompas (Jan. -Oct. 1995)

Republika (Jan. -Oct. 1995)

Gatra (Jan. -Oct. 1995)

引用文献

"Report from East Java," (1986) *Indonesia*, No. 41.

30 Years of Indonesia's Independence. (1975) State Secretariat, Republic of Indonesia.

Anderson, Benedict R. and Ruth T. McVey (1971) A Preliminary *Analysis of the October 1, 1965, Coup in Indonesia*. Ithaca: Modern Indonesia Project.

Anderson, Benedict (1990) *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*. (Revised ed.) London: Verso.

Arswendo Atmowiloto (1994) *Penghkianatan G30S/PKI*. Jakarta: Sinar Harapan.

Bourchier, David and John Legge (eds.) (1994) *Democracy in Indonesia 1950s and 1990s*. Monash Papers on Southeast Asia No. 31, Centre of Southeast AsianStudies, Monash University.

Brands, H. W. (1989) "The Limits of Manipulation: How the United States Didn't Topple Sukarno," *Journal of American History*, 6-3.

Brooks, Karen (1995) "The Rustle of Ghosts: Bung Karno in the New Order," *Indonesia*, No. 60.

Bunnell, Frederick(1990) "American 'Low Posture' Policy Toward Indonesia in the Months Leading up to the 1965 'Coup'," *Indonesia,* No. 50.

Coppel, Charles A.(1983) *Indonesian Chinese in Crisis.* Kuala Lumpur: Oxford University Press.

Cribb, Robert(ed.) (1990) *The Indonesian Killings 1965-1966.* Clayton: Monash University Centre of Southeast Asian Studies.

Crouch, Harold(1988) *The Army and Politics in Indonesia.* (Revised ed.) London and Ithaca: Cornell University Press.

Dhakidae, Daniel (1991) "The State, the Rise of Capital and the Fall of Political Journalism: Political Economy of Indonesian News Industry," Ph.D. Dissertation, Cornell University.

Djanwar (1986) *Mengungkap Penghianatan/Pemberontakan G30S /PKI.* Bandung: Yrama Widya.

Fein, Helen(1993) "Revolutionary and Antirevolutionary Genocides: A Comparison of State Murders in Democratic Kampuchea, 1975 to 1979, and in Indonesia, 1965 to 1966," *Comparative Studyies in Society and History,* 35-4.

Furnivall, J.S.(1939) *Netherlands India: A Study of Plural Economy.* Cambridge: Cambridge University Press.

後藤乾一 (1993)「スペルキの形成・発展・崩壊ーショウ・キョク・チャンの思想と行動を手掛かりにー」原不二夫(編)『東南アジア華僑と中国ー中国帰属意識から華人意識へー』アジア経済研究所所収。

金子芳樹 (1995)「マレーシアにおける一九六九年『人種暴動』の『実態』と政治的意味」『法学研究』六八巻一一号。

Kolko, Gabriel (1988) *Confronting the Third World: United States Foreign Policy, 1945-1980.* New York: Pantheon Books.

Labrousse, Pierre (1994) "The Second Life of Bung Karno: Analyzing the Myth (1978-1981)," *Indonesia,* No. 57.

Legge, J. D. (1972) *Sukarno: A Political Biography.* London: Allen Lane The Penguien Press.

Lev, Daniel (1985) "Colonial Law and the Genesis of the Indonesian State," *Indonesia,* No. 40.

_____(1991) "Becoming an Orang Indonesia Sejati: The Political Journey of Yap Thiam Hien," in *Indonesia: The Role of the Indonesian Chinese in Shaping Modern Indonesian Life.* Ithaca: Cornell Modern Indonesia Project.

Mackie, J. A. C.(ed.) (1976) *The Chinese in Indonesia: Five Essays.* Melbourne: Nelson.

Maier, Hendrik M.(1991) "Forms of Censorship in the Dutch Indies: The Marginalization on Chinese-Malay Literature," in *Indonesia: The Role of the Indonesian Chinese in Shaping Modern Indonesian Life.* Ithaca: Cornell Modern Indonesia Project.

_____(1995) "Literary Politics in Indonesia: The Case of Pramoedya Ananta Toer," (Lecture at the International House, Tokyo, 21 June 1995)

McVey, Ruth T.(1982) "The Beamtenstaat in Indonesia," in Benedict Anderson and Audrey Kehin (eds.) *Interpreting Indonesian Politics: Thirteen Contributions to the Debate.* (Interim Reports Series No. 62) Ithaca: Cornell Modern Indonesia Project.

_____(1994) "The Case of the Disappearing Decade," in [Bourchier

and Legge 1994].

Nugroho Notosusanto and Ismail Saleh(1968) *The Coup Attempt of the 'September 30th Movement' in Indonesia.* Jakarta: Penbimbing Masa.

Oei Tjoe Tat (1995) *Memoar Oei Tjoe Tat: Pembantu Presiden Soekarno.* (Pramoedya Ananta Toer dan Stanley Adi Prasetyo eds.), Jakarta: Hasta Mitra.

Pemberton, John (1994) *On the Subject of Java.* Ithaca: Cornell University Press.

Pipit Rochijat(1985) "Am I PKI or Non-PKI?" (translated with an Afterword by Ben Anderson) *Indonesia,* No. 40.

Pramoedya Ananta Toer (1980) *Bumi Manusia.* Jakarta: Hasta Mitra. [『人間の大地』押川典昭訳、めこん、一九八六年]

_____(1981) *Anak Semua Bangsa.* Jakarta: Hasta Mitra. [『すべての民族の子』押川典昭訳、めこん、一九八八年]

_____(1985) *Jejak Langka.* Jakarta: Hasta Mitra.

_____(1988) *Rumah Kaca.* Jakarta: Hasta Mitra.

_____(1995) *Nyanyi Sunyi Seorang Bisu: Catatan-catatan dari P. Buru.* Jakarta: Lentera.

Shiraishi, Saya (1986) "Silakan Masuk, Silakan Duduk: Reflections in a Sitting Room in Java," *Indonesia,* No. 41.

白石隆 (1992)『インドネシア―国家と政治―』リブロポート。

Siauw Giok Tjhan (1981) *Lima Jaman: Perwujudan Integrasi Wajar.* Jakarta & Amsterdam: Yayasan Teratai.

Siegel, James(1986) *Solo in the New Order: Language and Hierarchy in an Indonesian City.* Princeton: Princeton University Press.

Skinner, G. William (1963) "The Chinese Minority," in Ruth McVey (ed.) *Indonesia.* New Haven: Yale University Press.

Soeharto(1989) *Soeharto, Otobiografi: Pikiran, Ucapan dan Tindakan Saya.* (seperti dipaparkan kepada G. Dwipayana dan Ramadhan K. H.) Jakarta: PT. Citra Lamtoro Gunung Persada.

Somers, Mary R. (1965) "Peranakan Chinese Politics in Indonesia," Ph.D. Dissertation,Cornell University.

Suhario Padmodiwiryo (1995) *Memoar Hario Kecik: Autobiografi Seorang Mahasiswa Prajurit.* Jakarta: Yayasan Obor Indonesia.

Tickell, Paul (1994) "Free from what? Responsible to whom? The Problem of Democracy and the Indonesian Press," in [Bourchier and Legge 1994].

Tim ISAI (1995) *Bayang-Bayang PKI.* Jakarta: Insititut Studi Arus Informasi.

土屋健治 (1994)『インドネシア思想の系譜』勁草書房。

_____(1992)「インドネシアの国家と社会―『モニトール事件』をめぐって―」石井米雄他編著『東南アジア世界の歴史的位相』東京大学出版会、所収。

土佐弘之 (1994)「インドネシア権威主義体制下のマス・メディア―『開かれた政治』をめぐる政治的陣地戦―」『アジア経済』三五巻一号。

Yamamoto Nobuto(1989) "The Origin of 'The Chinese Problem' in Indonesia: The Colonial State, 'Racial' Identities, and Conflicts," *The Journal of International Studies,* No. 23.

_____(1995) "Colonial Surveillance and 'Public Opinion': The Rise and Decline of the Balai Poestaka's Press Monitoring," *Keio*

Journal of Politics, No. 8.
山本信人(1991)「スマウンの『カディルン物語』—初期インドネシア・ナショナリズムの政治的言説をめぐって—」三田ASEAN研究会編『現代アジアと国際関係』慶應通信、所収。
——(1995)「『秩序と安寧』のために—新聞統制令からみた一九三〇年代の蘭領東インド—」『法学研究』六八巻一〇号。
van Doorn, J.(1983) *A Divided Society: Segmentation and Mediation in Late-Colonial Indonesia*. Rotterdam: CASP.

[謝辞] 本稿作成にあたっては、ベン・アンダーソン(Ben Anderson)氏(コーネル大学政治学部)には執筆段階での議論をとおして、金子芳樹氏(松阪大学政治経済学部)には草稿全体を通読していただき、貴重なコメントを賜わった。またウイ・チュタット氏には、ジャカルタ・ブリタール通りのご自宅での数時間にわたる筆者のインタビューに協力していただいた。それぞれ記して感謝の意を表わしたい。

(一九九六年一月三〇日稿、四月二六日改稿)